

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

地域観光事業支援

観光庁は、GoToトラベルが再開するまで、感染状況が落ち着いている都道府県が実施する同一地域内の旅行への割引支援について、1人1泊5千円を上限に補助。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

4/ 5(月) 先勝
6(火) 友引 春の全国交通安全運動(～15日)
7(水) 先負 世界保健デー、G20財務相・中央銀行総裁会議
8(木) 仏滅
9(金) 大安
10(土) 赤口
11(日) 先勝 メートル法公布記念日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
3/29(月)	29,385 △208	109.65 ▼0.33
30(火)	29,433 △48	110.22 ▼0.57
31(水)	29,179 ▼254	110.73 ▼0.51
4/ 1(木)	29,389 △210	110.68 △0.05
2(金)	29,854 △465	110.54 △0.14

4月から適用される主な税制

◎住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充
……本年4月～12月に住宅の新築等に係る契約締結をした場合の非課税枠は、省エネ等住宅1500万円・一般住宅1千万円(消費税率10%適用の住宅)です。また、受贈者の合計所得金額が1千万円以下の場合には床面積要件が40㎡以上になります。

◎教育資金に係る贈与税の非課税措置の見直し……
契約終了前に贈与者が亡くなった場合の残額は、贈与から経過した年数にかかわらず相続財産に加算します(受贈者が23歳未満や在学中などの場合は除く)。また、受贈者が孫等である場合には相続税額の2割加算が適用されます。

◎結婚・子育て資金に係る贈与税の非課税措置の見直し……贈与者が亡くなった場合の残額(相続財産に加算)は、受贈者が孫等である場合に相続税額の2割加算が適用されます。

◎所得拡大促進税制の見直し……適用要件を「雇用者給与等支給額(国内雇用者全体の給与等支給額)が前年度比1.5%以上増加」に見直します。

◎中小企業投資促進税制の見直し……指定業種に「不動産業」、「物品賃貸業」などを加えます。

◎自動車税・軽自動車税の環境性能割の見直し等……
……環境性能割を令和12年度燃費基準の達成度に応じた税率区分に見直し、クリーンディーゼル車を構造要件による非課税の対象から除外します(激変緩和措置を設ける)。また、グリーン化特例(軽課)の対象を電気自動車等に限定します。

◎税務関係書類における押印義務の見直し……税務署長等に提出する税務関係書類について、一部を除き押印義務を廃止します。

■この記事の詳細は、情報BOX201513

グリーン住宅ポイントの完了前申請が開始

令和2年12月15日から令和3年10月31日までに契約を締結した一定の省エネ性能を有する住宅の新築や、既存住宅の購入、リフォーム、賃貸住宅の建築に対して、様々な商品や防災などに対応する追加工事と交換できるポイントを付与する「グリーン住宅ポイント制度」が創設されました。

本制度では、工事等の完了前にポイント発行申請を行うことができ、その完了前申請の受付が開始されました(既存住宅の購入は除く)。

なお、完了前申請によりポイントの発行を受けた場合、引渡し後に完了報告を提出する必要があります。完了報告を提出しない場合は、利用したポイントの返金(1ポイント=1円)が必要です。

新たな保証制度「伴走支援型特別保証」

新型コロナの影響を受けた中小企業者が金融機関と相談しながら経営改善の取組を進めることを後押しする新たな信用保証制度「伴走支援型特別保証」が開始されました。

これは、売上が15%以上減少している等の一定要件を満たす中小企業者等が、「経営行動計画書」を作成したうえで、金融機関による継続的な伴走支援を受ける場合に信用保証料の負担を大幅に引下げる制度となり、保証限度額は4千万円、保証料率は0.2%です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和3年4月から適用される主な税制の概要

◆住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充

・令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合における非課税枠を、令和3年3月31日までの非課税枠と同額に据え置く。

消費税率10%が適用される場合	省エネ等住宅：1,500万円、一般住宅：1,000万円
上記以外の場合	省エネ等住宅：1,000万円、一般住宅：500万円

・受贈者の合計所得金額が1,000万円以下である場合は、床面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅についても適用できる。

・令和3年1月1日以後の贈与等について適用。

◆教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

・信託等があった日から教育資金管理契約の終了までに贈与者が死亡した場合（死亡日において、受贈者が23歳未満である場合や学校等に在学している場合などを除く）には、死亡前3年以内の贈与に限らず、同日における管理残額を受贈者が相続等により取得したものとみなす。

・上記の相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属（孫等）に相続税が課される場合には、相続税額の2割加算の対象とする。

・令和3年4月1日以後の贈与について適用。

◆結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

・相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属（孫等）に相続税が課される場合には、相続税額の2割加算の対象とする。

・令和3年4月1日以後の贈与について適用。

◆同族会社が発行した社債の利子及び償還金の課税見直し

同族会社が発行した社債の利子や償還金で、その同族会社の判定の基礎となる株主の法人と特殊関係にある個人及びその親族等が支払を受けるものを、総合課税の対象とする。

・令和3年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子等について適用。

◆研究開発税制の見直し

・新型コロナウイルスにより売上が2%以上減少したにもかかわらず、研究開発投資を増加させた場合に、総額型及び中小企業技術基盤強化税制の税額控除の上限を5%上げるとともに、増加インセンティブを高めるために控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げを行う。

・令和3年4月1日以後に開始する事業年度に適用。

◆大企業向け賃上げ税制の見直し

・新規雇用拡大等に着眼した制度に見直し、国内の新規雇用者に対する給与等支給額が前年度比2%以上増加している場合は、新規雇用者給与等支給額（雇用者給与等支給額の増加額が上限）の15%を税額控除できる措置とする（教育訓練費が前期比20%以上増加の場合は20%税額控除）。

・令和3年4月1日以後に開始する事業年度に適用。

◆中小企業向け所得拡大促進税制の見直し

・適用要件を「継続雇用者給与等支給額」から「雇用者給与等支給額（国内雇用者全体の給与等支給額）」が前年度比1.5%以上増加していることに見直す。

・上乗せ措置（税額控除率25%）における継続雇用者給与等支給額の増加要件についても、「雇用者給与等支給額」が前年度比2.5%以上増加していることに見直す。

・令和3年4月1日以後に開始する事業年度に適用。

◆中小企業投資促進税制の見直し

・対象者に「商店街振興組合」、指定業種に「不動産業」、「物品賃貸業」、「料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業」を追加する。

・令和3年4月1日以後に適用。

◆自動車税・軽自動車税の環境性能割の見直し等

・環境性能割について、令和3年4月から令和12年度（2030年度）燃費基準に応じた区分に見直すとともに、クリーンディーゼル車を構造要件による非課税の対象から除外する。

・環境性能割を1%軽減する臨時的軽減措置を延長し、令和3年末までの取得を対象とする。

・種別割のグリーン化特例（軽課）の対象を電気自動車等に限定する（クリーンディーゼル車は除外）。

◆税務関係書類における押印義務の見直し

・税務関係書類について、担保提供及び物納手続で実印・印鑑証明書を求めている書類、相続税及び贈与税の特例において添付する財産分割協議に関する書類を除き、押印義務を廃止する。

・令和3年4月1日以後に適用（適用前に押印がされていない場合でも改めて押印を求めない）。